

再 評 価 書

箇所名	林道 三峰局ヶ岳線	事業名	林道事業	課 名	治山林道課
事業概要	工 期 (下段前回)	平成5年～35年	全体事業費 (下段前回)	5,179百万円(負担率:国 50:県 50:他 0)	
		平成5年～30年		5,069百万円(負担率:国 50:県 50:他 0)	

事 業 目 的 及 び 内 容

- (1)所在地
 松阪市飯高町下滝野字大平地内の市道虻野線を起点とし、松阪市飯高町富永字三峰地内の林道飯高北奥線を終点としています。
- (2)事業の目的
 高見山地の南斜面に広がる広大な森林地帯の中央部を横断する基幹林道として、森林整備の促進を図るとともに、小流域ごとに分断している既設路網を接続し、ネットワーク化して利用区域内の森林施業の効率化を図ることを目的とします。
 併せて、国道166号の災害時の迂回路や森林レクリエーションのアクセス路として位置付けています。
- (3)全体計画
 ①延長 : 20,700m
 ②幅員 : 4.0m
 ③事業費 : 5,179,000千円 (250千円/m)
 ④事業期間: 平成5年度～平成35年度(31年間)
- (4)利用区域の森林資源等の状況
 当該路線の利用区域面積は2,464ha、うちスギ・ヒノキの人工林が1,770haです。
 人工林の78%が11～60年生の間伐対象森林です。
 また、所有形態は個人所有が約34%を占めています。

事 業 主 体 の 再 評 価 結 果

- 1 再評価を行った理由
 平成25年度に再評価を実施後、一定期間(5年)が経過し、事業継続中であるため、三重県公共事業再評価実施要綱第2条(3)に基づき再評価を行いました。
- 2 事業の進捗状況と今後の見込み
- (1)事業着手
 平成5年度全体計画調査実施、平成6年度から5工区で着工、現在は2工区で実施。
- (2)進捗状況(平成29年度末の事業量)
 ①完成延長 : 19,911m(進捗率:96.2%)
 ②事業費 : 4,895,461千円
- (3)課題
 県予算の縮小に加え、法面の対策工事により事業費が増加したことから、平成35年度までの事業計画期間の延長及び全体事業費の増となります。
- (4)利用区域内の森林整備状況
- | 期 間 | H 30 調 査 時 点 | | 備 考 |
|--------|--------------|--------|-----|
| | 整備面積 | うち間伐 | |
| H20～24 | 483 ha | 482 ha | |
| H25～29 | 356 ha | 317 ha | |
- (5)その他利用区域内の状況
 開設が完了した区間については、作業道が開設され間伐等の森林整備に利用されています。

3 事業を巡る社会経済状況等の変化

(1) 周辺環境の変化

- ① 松阪市では、平成28年度を始期とする総合計画を樹立し、「原木の安定供給(木材生産)」「森林の公益的機能(森林環境保全)」「地域材の需要拡大(地域材利用)」を3本柱として林道整備や間伐の促進、森林資源の活用に取り組むこととしています。
- ② 間伐等の森林整備について、森林組合が所有者に森林施業プランを提案して、施業地の集約化を図る「提案型集約化施業」の取り組みが行われています。

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

4-1 費用対効果分析

① 前回再評価時の費用対効果分析の結果

【前回評価時】(H25年時)	
B(便益)	15,054 百万円
C(費用)	8,098 百万円
B/C	1.86

② 費用対効果分析の結果

費用便益比(B/C)

B/C	B(便益)	C(費用)
1.64	総便益(B)	事業費(C)
	・木材生産便益	・林道事業費
	・森林整備経費縮減便益	・造林事業費
	・災害等軽減便益	・維持管理費
	・維持管理費縮減便益	
	・その他の便益	

③ 感度分析の結果

感度分析の結果(±10%)は、B/C=1.44となっています。

4-2 その他の効果

災害発生時には国道166号の迂回路として期待されます。

4-3 地元意向

(1) 松阪市・受益者

当該林道は木材生産コストの削減と地域間交流に必要不可欠であるとともに、国道166号線の迂回路としての役割もあることから、事業の継続を望んでいます。

5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

5-1 コスト縮減

地形にあった波形線形の採用や、路肩の縮減により、土工量及び法面保護工を削減しコスト縮減を図ります。

5-2 代替案

当該路線の利用区域内の森林整備を図るとともに、切り出した木材を効率よく運搬する必要があることから、当林道を開設する以外に代替案はありません。

評価の経緯

《平成25年委員会意見》

事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承するとともに、事業効果の早期発現のため、早期の事業完成に努められたい。

事業主体の対応方針

三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため、一層のコスト縮減を行い、関係する市町や地元関係者との連携を図り、計画的な予算配備に努めながら早期完成を目指し、事業を継続いたしたい。